

第4回若葉区地域福祉計画推進協議会会議録

日 時：平成22年 3月13日（土）

午前9時30分から12時00分

場 所：若葉保健福祉センター3階 大会議室

委員定数：36名、出席委員数：22名

事務局：9名、傍聴人：3名

【1】次第

- 1 開会
- 2 保健福祉センター所長挨拶
- 3 議題（1）若葉区地域福祉計画の見直しの報告について
（2）その他

【2】議事の概要

- （1）若葉区地域福祉計画の見直しの報告について
委員長から若葉区地域福祉計画の見直し内容を説明。
- （2）その他

【3】発言要旨

【「議題1 若葉区地域福祉計画の見直しの報告について」における質疑】

（委員長）今まで3回にわたりグループ別の討議した内容をまとめたものが、『資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関して』である。本日はこれを主体にして説明し、質問を受け、討議したい。テーマは11に分かれている。地域福祉計画の5つの仕組みに関連のあるものである。本日はテーマが11あるうちで、結論が出ていないものは方向性だけ出していきたいと思っている。時間があれば要綱などについても討議したい。

資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ1について説明

（委員）本件について異議はないと思う。

（委員長）資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ2について説明

（委員）社協地区部会が実行部隊となりうるか。その役割を担えるのか疑問が残る。

（委員長）地区部会についてはテーマ5で説明したい。

資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ3について説明

（委員）委員の構成についてはどこに問題があるかをよく吟味する必要があるのか。

（委員長）他区の推進協の構成をみるとPDCAをまわすために自治会や地区部会の実際の担手に重きを置いて考えられている。特に中央区と花見川区である。若葉区の委員は全体の分野から民主的に抽出されているが、推進計画の推進を考えた際に今の体制でよいのか。この案件については、Aグループでは話が出たと思う。

（委員）了解した。

（委員長）要綱については総論の中で議論していないので、結論は先送りにする。

資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ4について説明

資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ5について説明

別紙A3データ資料について説明

（町内自治会加入率の推移）

4月の自治会登録数を全世帯数で割ったものである。花見川区は高く、緑区が低いのが分かる。若葉区はさほど低くはない。平成13年度から比べるとどの区も下がっている。この下げ幅を食い止めることが必要である。

(自治会の実情について)

若葉区にある199の自治会を世帯数別に振り分けたものである。世帯数が多い自治会があるのがわかる。

(若葉区の地区別自治会長の年度による変更状況)

毎年自治会長が替わるところが約6割ある。これからの福祉を考えるときにCW構想が絵に描いた餅になってしまう心配がある。

(社協会費収納状況)

会費収納額を世帯数で割ると若葉区の少ないのが分かる。

(地区部会助成金対象事業・活動状況)(ふれあい食事サービス事業)

ふれあいいいきサロンや子育てサロン、散歩クラブなどを見てみると若葉区が最低レベルであると分かる。これらのサロンを立ち上げていかないと地域福祉の成功は有り得ないと思っている。

(区別地区部会数及び福祉活動推進員数)

若葉区は福祉活動推進員の数字も他区に比べると非常に少ない。

(委員) Aグループの討議で出てきた社協と地区部会の関係をパートナーと表したことについて、市社協のホームページを見ると、地区部会は地域福祉活動を行なう基本単位であると明記されている。社協と地区部会の関係をはっきりさせないとならない。それでアプローチの仕方が変わってくる。市社協は地域福祉活動計画を策定している。行政も地域福祉計画を作った。社協が機能していないから、地域福祉計画を作ったのだと私は考える。また担い手がはっきりしない。地域福祉計画の中には個人と自治会と社協と千葉市とかある。今社協が十分機能していないとなると、個人と自治会と千葉市が残る。行政が推進協の意見を尊重し、行政からアプローチしていかないと地域福祉は進まないのではないか。

(事務局) 地域福祉活動計画は社協の指針を示しているものである。地域福祉の推進は社協の使命であり地区部会を中心に推進を図っている。上位機関としての指導ということではなく、一緒に活動し推進していこうと考えている。

(委員) 計画をどう実行に移すかについては、行政、社協、民児協がそれぞれのネットワーク化を明確にしていかなないと今後の方向性が見えてこない。コミュニティワーカー・福祉活動推進員は即対応できる問題でもない。各自治会にそのような人材を育てて欲しいとか、見つけて欲しいと言っていないと進まない。地域振興課も入った行政で自治会を動かさないと社協地区部会だけでは進まない。

(委員) 計画の実現に向けて担い手として期待されているところは個人、民児協、社協と分かれているが、社協ではない助けあいグループは地域内にたくさんある。この推進協は色々な組織を結ぶ大きな場所だと思う。社協に関するデータがたくさん出たが、これを踏まえて推進協がどのように動くのかを見直しの中に入れないと今までと同じ展開になってしまう。またコミュニティワーカーは大切だが、推進協が色々な福祉関係者の集まるような講座の場を利用してPRしていき、よく計画自体を理解してもらうことが一番大切である。無理やりひっぱってきてもいいけない。

(委員) どう考えても若葉区の地域福祉を推進するには町内自治会と地区部会が柱だと思う。確かにNPO等の団体は地域にあるが、この2つを放っておいても話が進まないと思う。現状としてあまりにも地区部会の活動が不足している。このことをはっきりさせないと地域福祉の推進は一向に進まない。私は自治会長と一緒に14回ほど実例の紹介で地域の団体に説明に出かけている。松ヶ丘地区部会には2回説明に行ったが、3年前とあまり変わっていない。

(委員) 少し発言に誤解があったかもしれないが、自治会も地区部会もメンバーは一緒である。地区部会だけに頼るのではなく、自治会でできるところはそこでやっていけばいい。市社協が地区部会を中心に地域福祉を進めることはよいと思う。地域として進めてもらえればよいと思う。

(委員長) そのあたりは皆さん理解していると思う。ただ、今は活動していない地区部会がこの体たらくの状態の中で地域福祉が成功するかを議論している。

(委員) ともかく立派なこの地域福祉計画を連携して前進させるコンセプトの中で、各セクションの役割を明確化すれば方向性は見えてくると思う。

(委員長) それぞれの団体の役割分担を考えていかなければいけない。

資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ6について説明

休憩

(委員長) 休憩時間に桜木地区部会の広報紙が委員から届いている。この広報紙を見ると自治会の中にも社協会費を納めていないところがある。一つの現実として受け止めたいと思う。

(委員) テーマ6の今後の検討に「地区部会がどのようにリードしていくことが」とあるが、地区部会が機能していないのに民児協・自治会をどうリードできるのか。また社協若葉区事務所と地区部会の関係がパートナーと説明されているが、社協内部でそのあたりを再検討してもらえないと、実が上がってこないと思う。

(委員) みつわ台では個人の社協への理解が進んでないため会費収入が伸びない。社協には地区部会の人事以外に関して手助けしてもらっている。

(委員長) 自治会、地区部会の活動の活発化を考えていく。民児協の守秘義務の問題も考えていかなければいけない。

(委員) テーマ6の今後の検討に民児協が唐突に出てくるのは何か意味があるのか。地区部会には、民児協や福祉活動推進員、町内自治会長などが含まれていると認識している。

(委員長) 他意はない。民児協には独自の地域福祉の役割がある。民児協がもっているオリジナルティーを外に出しながら活用させてもらいたい。防災や障害者支援には自治会や社協でも知りえない情報を民児協は持っている。この辺りも議論していきたい。

(委員) 守秘義務に関してはまた別の問題だと思う。

(委員) 自治会組織での福祉活動は難しく、助け合いの会を作っている。テーマ6の今後の検討の「地区部会がどのようにリードしていく」は「地区部会がどのように連携、協働していく」に改めた方がよいと思う。

(委員) 自治会の仕事が終わって地域づくりをテーマに現在活動している。自治会の仕事は終わったので、地域に何か貢献できる福祉ボランティアの会を作ることになった。会を作るに当たって、現在の自治会長と老人会会長と民生委員に入ってもらった。社協地区部会とは直接繋がってはいないが、自治会等に情報がうまく流れていないと思う。社協地区部会では情報を流す必要がある。どのように地域作りをしていくのか、解決していくのかを地域住民が考えていく必要がある。民生委員が持っている情報は非常に役立つし、その情報を基に活動していければよいと思う。

(委員長) CWがそのような中から出てくると素晴らしいと思う。

資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ7について説明

質問なし

資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ8について説明

(委員) 行政のご意見を確認したい。個人情報保護法や民生委員の守秘義務がある。この個人情報保護法は大きなデータを扱う行政や民間会社を対象にしているものである。お互いが助け合う情報のやりとりには問題ないはずである。この辺りの行政指導が曖昧であり、徹底していないため、我々の福祉活動に大きな障害となっている。もう少し誤解がないようにしてほしい。

(事務局) 地域の助け合いに関しては個人情報保護法には抵触しない。行政の持っている情報が民生委員に提供され、その情報に基づいて行政と一緒に活動する場合に情報が漏れると個人情報保護法に抵触すると考えられる。抵触の対象となるのは、あくまでも行政が提供した情報のみと理解していただいてよいと思う。

- (委員長) 防災の関係で自治会や社協において災害発生時の救済措置をどうするのか具体的な議論になってきている。そのような時にこうやった方がよいというアドバイスは行政のどこから出るのか。
- (事務局) 個人情報保護法については、個人に不利益な情報を本人の了解なくむやみに第3者に情報提供することを禁じた法律である。それに相反して民生委員は地域の実状を把握することが民生委員法に定められている本来業務である。そのためには地域の情報を積極的に入手していただくことになる。何がポイントになるかというと、相手の市民が同意しているか同意していないかである。本人が同意していない情報を第3者に出すことは民生委員法の違反になる。本人から災害時に助けて欲しいとの同意をいただければ、その情報を積極的に開示して是非地域福祉の推進に活かして欲しい。自治会や地区部会での関係も同じである。入手した情報のうち本人の不利益になることを故意に第3者に漏らすことは当然罰則がある。民間と民間の関係となり、住民と自治会、住民と地区部会、民事で話が進むことになる。ご本人たちの同意を得て名簿を作成し福祉活動を進めることは一切問題ないと考えている。
- (委員) 民生委員法は未確認であるが、自治会で名簿を作ることがなぜ法律に触れるのか、同意を得ないと法的に触れるという本旨をきちっと示して欲しい。今の見解は間違いだと思う。地域内のどこに誰が住んでいるのかという情報は共同社会では当然の理である。それがだめであるとは法律論から考えていかないといけない。私は以前憲法から調べたことある。基本趣旨がどこかですれ違っていかないかを感じる。地区部会の災害時のマップを作っている。自治会にこのマップを下ろせないと意味がないと思う。このような問題は若葉区ではなく、千葉市が福祉と情報を徹底的に研究して欲しい。
- (委員) 3千や5千以上の個人情報を事業者が持っている場合に法律の対象になったと思う。しかし、法律ができてから個人情報を他人に知られたくないという考えが一般化している。
- (委員長) この問題については多々意見が出ると思う。災害発生時にはどういった対応をするのか、そのデータはどう入手するのかなど具体的な取組みを明確にしていきたい。
- (委員) 災害時の要支援者に対しての取り組みについては行政が現在進めている。
- (委員長) 資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ9について説明
資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ10について説明
資料「若葉区地域福祉計画・見直し」に関してのテーマ11について説明
区連協との打ち合わせを近々に行なう予定であり、一部の委員のご参加を頂く予定である。また地区部会長が集まる会議も地域福祉の推進について議論していく場にしていきたい。
- (委員) 会議時間は限られているので見直しの資料は事前に配布して欲しい。
- (委員長) まとめるために議事録を読み込んで作成している。そのためかなり時間はかかっている。
- (委員) ファックスで送っていただいてもよいと思う。
- (委員長) テーマ3以降の結論は本日出ていないので、今後も意見をいただきたい。
- (委員) 議論する時間を最大限確保して欲しい。
- (委員) 2ページに啓蒙という言葉を使っているが、啓発に直して欲しい。また障害という言葉は「害」の字を「がい」とひらがな表示して欲しい。パイロット事業とモデル事業の現在の状況を教えて欲しい。
- (委員長) これら助成金の結果については区推進協でも事務局から話して欲しいと思う。
- (委員) CWについては、自治会に置けるところから進めて欲しい。
- (委員長) まずは配置してもらおう。推進協でも何ができるか考えていく。
- (事務局) テーマ9については公助が関係する部分が多いので、障害者支援やこころのバリアフリーという観点で、市計画への移行や区計画の見直しを考えていきたい。
- (事務局) モデル事業については、12団体の実績報告書を来年度早々にまとめ発行する予定で

ある。

(委員) テーマ9について意見を出したのは私だと思う。去年の4月から「若葉区精神障害者家族のつどい」を結成し、月に1回開催している。人口の2%が精神の病と言われているが、参加する人は毎回20人足らずである。是非皆さんからもその集いがあることを啓蒙して欲しい。毎月第2木曜日に保健福祉センターで行っている。「市政だより」にも掲載されている。

(委員長) 今後も事務局にご意見を出していただいて最終的な計画見直し議論をしていきたい。

(事務局) この1年間ありがとうございました。今年度は臨時を含め6回開催できました。委員の選任について、要綱上に任期1年となっておりますが、皆様方には次年度も引き続き委員として就任していただきたいと思っております。今後、所属している団体に依頼したいと思っておりますのでよろしくお願いします。公募の方には後日就任依頼をしたいと思います。

12時00分をもって第4回若葉区地域福祉推進協議会は散会。